



[大阪市の回答]

- ◇ 関電の「第三者委員会」の報告が出れば、大阪市として評価・判断する
- ◇ 立地並みの同意権は必要。関西広域連合で連携して、関電に求めていきたい
- ◇ 署名受け取り等には真摯な対応をするように関電に伝える



1月16日、関電金品受領問題、原発の再稼働等について、大阪市と交渉（協議）を行った。大阪市からは、財源局財源課課長代理の山家健一氏、環境局環境施策課エネルギー政策担当課長代理の大内美江氏など4名が出席。市民は、大阪、兵庫などから13名が参加し、約1時間半の交渉となった。避難計画を案ずる関西連絡会が11月12日に質問・要望書を提出し、それに対する大阪市からの12月6日の文書回答を踏まえてのものである。大阪市は、「第三者委員会」に関わることは財源課課長代理が、原発の運転に関わることはエネルギー政策担当課長代理が、主に回答した。



◆関電の「第三者委員会」の報告が出れば、大阪市として評価・判断する

事実が明らかになっているか、調査範囲等について

「第三者委員会」について、質問・要望書で「関電が作った「第三者委員会」の報告を待つのではなく、政府、国会等の責任で「原発マネー環流」を徹底究明を行うよう求めるべきこと」と求めたのに対して、大阪市の文書回答は、「市要請の趣旨を踏まえ、10月9日（水）に、事案の全容解明のため、独立した立場の社外の委員のみから構成される「第三者委員会」を設置し、現在、調査が行われているところであり、まずは同委員会において、全容が明らかにされるべきものと考えています」というものだった。

市民は「「第三者委員会」の12月の記者会見で、調査状況は一切明らかにせず、報告は年度末（3月）を超える可能性もあるとのことだった。いつまで待つのか？吉田開発やゼネコンの熊谷組なども含めて解明されると考えているのか？」と聞いた。大阪市は「「第三者委員会」の報告を見てからでないとわからない」と答え、報告の時期については、「事実を明らかにするために時間がかかるのは理解できる」と述べた。市民が「大阪市は独立の委員会と言うが、調査対象などは大阪市と協議して決めることになっており、独立と言えないではないか？これで全容解明できると考えているのか？」と聞いたが、「「第三者委員会」の報告を見てから」を繰り返した。

市民が「報告書が出たら大阪市として評価するのか」と尋ねると、「事実が明らかになっているか、調査範囲等について、評価する」と答え、「市民に対しても説明させるのか」と聞くと、「第三者委の報告内容の説明は、市民に対してもオープンになると思う。市民が関電に説明を求めた場合、関電は真摯に受けとめるべき」との判断を示した。

◆今後は、事故や故障等について、適宜関電から報告を求めていく

高浜4号蒸気発生器の上部を調べていない件：上に伝えて関電に問い合わせるか検討する（高浜原発4号の蒸気発生器細管の減肉について、大阪市は報告を受けていない）

質問・要望書で「関電の原発の運転・工事・審査はストップすべきと表明すること。関電に対し、働きかけること」を求めていたが、文書回答は「・・・株主総会において、8年連続して「脱原発と安全性の確保」・・・を求める株主提案を行っており、論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策や使用済み核燃料の最終処分方法の確立等の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しないよう強く求めています」。また、国に対しても同様のことを「市として要望しております」などと、金品受領事件発覚以前の大阪市の姿勢を述べるだけのものだった。



市民は「この文書回答は関電の金品受領事件を踏まえていない。関電の経営陣トップの20名が3.2億円もの金品を受領し、それについての一昨年9月の社内調査を隠し続けた関電の、原発の運転・工事・審査を信頼することができるのか？」と聞いたが、大阪市は同じ回答を繰り返すだけだった。

さらに質問・要望書では、定検中の高浜4号の原子炉起動を「第三者委員会」の報告すら待たずに起動しようとしていることに反対表明すべきではないかと問うていたが、文書回答は上記のものと全く同じだった。市民は「関電の信頼回復のために必要な金品受領問題の全容説明をする前に動かして良いのか？」と訴えた。

質問・要望書は「高浜4号炉の細管の損傷について、少なくとも、異物を完全に特定し、原因を取り除くまで運転再開は認められない、と表明すべきではないでしょうか？」と問うていた。しかし、これに対しても文書回答は、上記と全く同じで、蒸気発生器細管損傷について全く触れないものだった。

市民が「高浜4号について、大阪市は関電から報告を受けていないのか？」と聞くと、「受けていない」との回答。大阪市は、関電からの報告について「半期に1度くらい報告はあるが、事故的なことの報告はない」と述べたので、市民が「滋賀県、京都府では関電がトラブルの発表をする前に報告に来ている。大阪市でも定検ごと、またトラブル後には報告を受ける体制があった方が良いのでは？」と聞くと、「今後は、事故や故障等について、適宜関電から報告を求めていく」と答えた。

市民からカラーリーフの図を示しながら、高浜4号炉の蒸気発生器(SG)の細管損傷について説明を行った。関電が原因だとする金属片がいつ入ったのか分かっておらず、また、第3管支持板より上は金属片がないか調査していない。美浜3号炉では2007年に第3管支持板上で見つかり、玄海原発でも第7管支持板の上に巻き尺の破片が見つかったことがある。だから、大阪市として関電に「第3管支持板より上は何故調べないのか？」と聞いて欲しいと要望した。前年に高浜3号炉でも同様のSG細管損傷が起こっているが、そのときも金属片を発見できないまま運転再開してしまった。高浜3号炉は1月6日定検に入り、2月15日頃までにSG細管の検査結果が出る。「高浜4号炉の運転再開は、高浜3号炉で同じような損傷が起こっていないか確認するのを待って、慎重にするべきではないか？」と関電に聞き、説明を受けて欲しいと要望した。

これに対し、「原発の調査・検査については大阪市からは言えない」とはじめは拒んだ。しかし、市民から「自治体が言えないことはない。今回の件で滋賀県は怒っている。大阪市も住民の安全を守るために関電に聞いて欲しい」との発言が続き、大阪市は「上に伝えて関電に問い合わせるか検討する」と述べた。

◆立地並みの同意権は必要。関西広域連合で連携して、関電に求めていきたい

40年超えの老朽原発の問題で、質問・要望書は「これらは原子炉圧力容器、電気ケーブルを取り替えることはできず、一層危険です。高浜1・2号炉、美浜3号炉の再稼働反対と廃炉を求めると表明すべきではないか？」と問うていた。文書回答は、またまた上記と同じだったが、大阪市は、関西広域連合として（運転期間が40年から60年への延長が認可された）平成29年（2017年）4月28日に、国や関電に廃炉についてきちんとやっていくように要請していると強調した。市民は、老朽炉の安全対策工事が、高浜1号炉は5月、美浜3号は7月、高浜1号炉は来年1月に終了予定で、その後再稼働が迫っており、現状では立地点の高浜町等の自治体と福井県だけの同意で再稼働が認められてしまうので、「30キロ圏自治体にも同意権を認めるように、大阪市として関電に求めて欲しい」と要望した。大阪市は「関西広域連合として30キロ圏自治体への同意権を国に要望している。」と答えた。市民は「滋賀県も京都府も関電と国に対して立地並みの同意権を求めているが関電が拒否しており、困っている」「大阪市としてもこれら自治体と連携し、関電に対して30キロ圏自治体に同意権を求めると言ってもらえないか」「是非これら自治体を関西広域連合としてバックアップしてもらいたい」と次々に訴えた。その結果、大阪市は「関西広域連合の会議の場で提案していきたい」と答えた。

◆署名受け取り等には真摯な対応をするように関電に伝える

関電が市民の署名を直接受け取ることを拒否したことに関し、質問・要望書は、「署名の受け取り、協議の場を設定するなど、市民に対し真摯な態度をとるよう、関電に働きかけること」を求めている。文書回答は「・・・利用者からの信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、最大限の情報開示が行われるべきと考えています。・・・9月30日（月）に、同社に対して、・・・市民等に対しても説明責任を果たすことを強く要請しました」と述べる一方で、「筆頭株主である大阪市として、署名の受け取りや協議の場の設定などに関して、真摯な態度を取るよう同社に指導する権限は有しておりません」と述べていた。

市民は、9月30日に関電へ要請したからそれで良いというのではなく、その後に、関電がそれに反する態度を取っていることに対し、大阪市として改めて関電に要請にして欲しいと訴えた。大阪市は「株主として関電を指導することはできません」「大阪市として個々の個人、団体の要望には応えられません」と何度も繰り返した。市民は、特定の団体に対してでなく、一般的にどの個人、団体であっても真摯な態度を取るよう伝えて欲しいと説明した。最終的に大阪市は「署名の受け取りなど、市民に対し真摯な態度を取るよう関電に伝える」と認めた。

関電の筆頭株主である大阪市が、市民の安全のために関電に対し発言し、関西広域連合として滋賀県や京都府などの自治体と連携して行くことは大きな意義がある。粘り強く働きかけていこう。

2020.1.26

避難計画を案ずる関西連絡会